

京都市男女共同参画推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第117号

京都市男女共同参画推進会議規則の一部を改正する規則

京都市男女共同参画推進会議規則の一部を次のように改正する。

第1条中「男女共同参画社会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会をいう。）の形成の促進を図ることを目的とする本市の行動計画（以下「行動計画」という。）」を「京都市男女共同参画推進条例第10条第1項に規定する男女共同参画計画」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）